

2006 年第 241 號法律公告

《2006 年入境 (羈留地點) (修訂) 令》

(由保安局局長根據《入境條例》(第 115 章) 第 35(1) 條作出)

1. 生效日期

- (1) 第 2(1) 條自 2007 年 12 月 31 日起實施。
- (2) 第 2(2) 條自 2006 年 11 月 30 日起實施。

2. 修訂附表 2

- (1) 《入境 (羈留地點) 令》(第 115 章, 附屬法例 B) 附表 2 現予修訂, 廢除第 1、2、3、4 及 5 項。
- (2) 附表 2 現予修訂, 加入——
“6. 屯門兒童及青少年院。”。

保安局局長
李少光

2006 年 10 月 12 日

註 釋

《入境 (羈留地點) 令》(第 115 章, 附屬法例 B) 附表 2 指明可對由於《入境條例》(第 115 章) 或根據該條例的規定或授權而須予羈留的人作出羈留的地點。本命令將以下地點從該附表中刪除——

- (a) 竹園兒童院;
- (b) 馬頭圍女童院;
- (c) 海棠路男童院;
- (d) 培賢兒童院; 及
- (e) 培志男童院。

2. 本命令亦將屯門兒童及青少年院加入該附表。